

発 言 者	議 事
議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 保 健 福 祉 課 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長	〔 3 月 4 日 〕 皆さん、おはようございます。（ 1 0 : 0 0 ） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、昨日に引き続き会議を開きます。 これより直ちに議事に入ります。 日程第 9 議案第 1 1 号令和 7 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。 議案の説明を求めます。 保健福祉課長 それでは、議案第 1 1 号の令和 7 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。 歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 5 ページから 2 5 ページまでです。（発言する声なし） それでは、質疑を終結します。 討論に入ります。（発言する声なし） 討論を終結します。 議案第 1 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声

議	長	あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号令和 7 年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 10 議案第 12 号令和 7 年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
建設水道課長	建設水道課長	議案第 12 号の令和 7 年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 8 ページから 11 ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 12 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号令和 7 年度厚沢部町簡易水道事業会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 11 議案第 13 号令和 7 年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算を議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	建設水道課長
建設水道課長		議案第13号の令和7年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は8ページと9ページです。（発言する声なし）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第13号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第13号令和7年度厚沢部町農業集落排水事業会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第12 議案第14号令和7年度厚沢部町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	病院事務長
国保病院事務長		議案第14号の令和7年度厚沢部町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は１６ページから２１ページまでです。 (発言する声なし)
議	長	それでは、質疑を終結します
議	長	討論に入ります。(発言する声なし)
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１４号令和７年度厚沢部町国民健康保険病院事業会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１３ 議案第１５号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第１５号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。(議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。(発言する声なし)
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(発言する声なし)
議	長	討論を終結します。

議	長	議案第１５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第１５号厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１４ 議案第１６号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第１６号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１６号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第１６号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１５ 議案第１７号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題

		とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第１７号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	議案第１７号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１７号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１６ 議案第１８号督促手数料及び納期前納付に係る報奨金の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住民税務課長		議案第１８号の督促手数料及び納期前納付に係る報奨金の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 このたび手数料と前納付報奨金がなくなるということなんですけれども、これについてもまず第一に徴収と納税の低下に結びつかないかというのが第一点、あわせて昨年度納税組合の保証金も廃止するというような部分で、町民感情としては何だというふうに思うというようなことで、この廃止するに至った経緯について説明をお願いいたします。
議 長 住民税務課長	住民税務課長 督促手数料及び前期前納付の報奨金に係る廃止については、12月の議員協議会で説明し、全道でも前納報奨金を支給しているところは、ほぼないという経過であります。 また、督促手数料につきましても、今100円を徴収しているわけなんですけれども、郵便料の値上げとそれに係る人件費等に鑑み、督促手数料100円取る必要はないのではないかということとで廃止に至ったわけです。 また、議員御心配のように、これが未納につながるのではないかという御質問ですが、職員のたゆまない努力と個別交渉によって、まずそれはないと思われます。 以上です。
議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 前納報奨金等については、農業の持ち合わせということで、組勘からの前払いというのは利子相応分というようなことで、主力農家のほうには浸透しているんですけれども、今お聞きしたところ、全道的にもそういった例はないよというようなことで、時代の流れなのかなというふうには思うところなんですけれども、やっぱり町民からの不満、そういったような部分があるのかなと。 そしてまた、前年度の納税組合廃止、そしてまた今回の報奨金廃止というような部分での、よ

議 長 住 民 税 務 課 長	り一層担当課長からは、きちっと対応して徴収低下のないように努めるというようなことなんで、その辺はやっぱり業務遂行上きちっと抜かりのない取組をしていかなければならないというようなことを申し添えるものであります。 住民税務課長 町民税につきましては、普通徴収と特別徴収がございまして、会社に勤めている場合はまずは前納報奨金というものがございません。なので、町民税に関して不公平感が感じますし、国民健康保険及び社会保険料につきましても、同様に会社では前納報奨金というものがございません。 後期高齢者につきましては、年金から徴収されたり、普通に納付書で支払いしている、それも前納報奨金という制度はございません。 なので、全町民に対しての不公平感を感じ、今回前納報奨金の廃止をするという結果に至りました。 以上です。
議 長 副 町 長	副町長 徴収が低下しない取組ということでございますが、これまでどおり担当課におきまして、徴収活動は続けていくということでもあります。 督促手数料がなくなっても督促しないわけではありませので、その辺もきちっと対応していくということで、これから向上していく、またはこれまでどおりの対応ということで、徴収率の維持に努めていきたいと考えているところであります。
議 長 議 長	よろしいですか。 それでは、質疑を終結します。

議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１８号、原案どおり決したいと思います。御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第１８号督促手数料及び納期前納付に係る報償金の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	議事の途中でありますが、１１時１５分まで休憩をします。（１１：００）
議	長	休憩前に引き続き、議事を続行いたします。（１１：１５）
議	長	日程第１７ 議案第１９号厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	長	議案第１９号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１９号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 1 9 号厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 8 議案第 2 0 号厚沢部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	長	議案第 2 0 号の厚沢部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明させていただきます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 2 0 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 2 0 号厚沢部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 9 議案第 2 1 号厚沢部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長		議案第 2 1 号厚沢部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 2 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 2 1 号厚沢部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 2 0 議案第 2 2 号厚沢部町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第 2 2 号厚沢部町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	5 番、香川議員
香 川 議 員		今、条例改正で、3 の改正後の利用料の額は別に定める額とするとあるんですけれども、これって幾らなのか、ちょっと資料的に何もないんで、その説明をお願いします。

議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		使用料の額なんですけれども、まだこちらのほうで時間何円までの具体的な想定できていないんです、正直言って。 それで、国の給付事業が１時間で１，４００円ぐらい国から入ってくる形になるので、それを勘案して今整理中なんです、その部分まだ明確な明示きていないもんですから、それで規則によって定めるという形をとりましたので、早急に確定した上で住民に周知したいなというふうに検討しております。
議	長	５番、香川議員
香 川 議 員		この条例、令和８年４月１日から施行するとあるんですけれども、その前には金額確定するという捉えでよろしいのか説明をお願いします。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		そのとおりでございます。 申し訳ないですが、早急に周知して利用をできるような形に御案内したいと思っております。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２２号、原案どおり決したいと思います。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第２２号厚沢部町認定こども園条例の一部を改正

議	長	する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２１ 議案第２３号厚沢部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長
		議案第２３号の厚沢部町子ども・子育て会議の条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２３号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２３号厚沢部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２２ 議案第２４号厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第２４号の厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。（議

		案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。(発言する声なし)
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(発言する声なし)
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第２４号厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２３ 議案第２５号厚沢部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	農林課長
農 林 課	長	議案第２５号の厚沢部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。(議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。(発言する声なし)
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(発言する声なし)

議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２５号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第２５号厚沢部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２４ 議案第２６号北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政策推進課長	長	議案第２６号の北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。
議	長	５番、香川議員
香川議員	長	今条例で載っています宿泊税は、実際どれぐらいなるものか説明をお願いします。
議	長	政策推進課長
政策推進課長	長	まず宿泊税は、北海道の条例で定めているものでありまして、１人当たりそれが幾らなのかという説明ということでよろしいでしょうかね。
		北海道宿泊税の規定としましては、その宿泊金額によって区分されておりまして、２万円未満のものは１００円、２万円以上５万円未満のものは２００円、５万円以上のものは５００円とい

		うことになっておりまして、厚沢部町の施設としては全て２万円以下ですので１名当たり１００円を徴収するということになります。
		以上です。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２６号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第２６号北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	議事を休憩しまして、昼食といたします。午後は１時から再開をいたします。（１２：００）
議	長	午前中に引き続き、議事を続行いたします。（１３：００）
議	長	日程第２５号 議案第２７号厚沢部町道の駅物産館の設備及び管理に関する条例の制定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政 策 推 進 課	長	議案第２７号の厚沢部町道の駅物産館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）

議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２７号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第２７号厚沢部町道の駅物産館の設備及び管理に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２６ 議案第２８号厚沢部町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政 策 推 進 課 長	長	議案第２８号の厚沢部町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました。
議	長	質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２８号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第２８号厚沢部町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２７ 承認第１号令和７年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきてまして議題といたします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	承認第１号の令和７年度厚沢部町一般会計補正予算（第９号）の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	承認第１号、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがいまして、承認第１号令和７年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきてまして、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２８ 承認第２号令和７年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきてまして議題といたします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	承認第２号の令和７年度厚沢部町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分の承認を求めるこ

議	長	とについて説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（発言する声なし）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	承認第２号、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、承認第２号令和７年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきまして、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２９ 発議第１号厚沢部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	１番、中山議員
中山議員		発議第１号厚沢部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	お諮りします。本条例の制定につきましては、さきの議員全員協議会及び議会運営委員会で協議されておりますので、質疑、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、発議第１号厚沢部町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第３０ 発議第２号厚沢部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	1 番、中山議員
中山議員		発議第 2 号厚沢部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。 (議案内容説明記載省略)
議	長	お諮りします。本条例の制定につきましては、さきの議員全員協議会及び議会運営委員会で協議されておりますので、質疑、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、発議第 2 号厚沢部町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 3 1 報告第 1 号各常任委員会の所管事務調査の報告について議題とします。
議	長	初めに、総務文教常任委員会所管事務調査の報告について、委員長の報告を求めます。
議	長	浜塚委員長
総務文教常任		それでは、総務文教常任委員会第 2 回所管事務調査報告をいたします。
委員長	長	当委員会が行った所管事務調査事項について、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。
		調査年月日、令和 7 年 1 1 月 6 日の 1 日間でございます。
		調査項目につきましては、1 点目、防災無線事業について、2 点目、うずら温泉リニューアルオープン後の運営状況について、3 点目、ふるさと納税の状況について、4 点目、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業についての 4 点でございます。
		詳細につきましては記載のとおりでございます。

調査結果でございます。

1 つ目、防災無線事業について。

令和 8 年 4 月から運用開始予定の厚沢部町防災情報配信システム整備事業について、資料説明を受けました。現在、本町はスマートフォンなどで利用可能な L I N E、S N S を利用した情報発信を行っております。

しかし、スマートフォンを持たない高齢層など、情報弱者にどう情報を届けるかが懸案事項となっております。

特に、近年激甚化する自然災害に対し、住民の避難行動を確実に促すためのツールとして、本システム導入は期待されております。

本システムは携帯網を活用し、どこからでもあらゆる伝達手段に配信できるという住民の命に直結する非常に重要なインフラ整備です。しかしながら、戸別受信機 4 0 0 台購入に対して、貸与申込みが 2 0 件程度と非常に少ない状況にあります。

防災情報配信システムは整備して終わるのではなく、住民が確実に情報を受け取り、行動に結びつけてこそ価値があると考えます。

本運用までにより一層広く住民に周知していただき、ハード、ソフト両面からの迅速な対応を強く求めるものでございます。

2 点目です。うずら温泉リニューアルオープン後の運営状況についてでございます。

うずら温泉のリニューアル後は運営状況の資料説明を受けました。

本施設うずら温泉は、老朽化対策及び観光振興、住民福祉の向上を目的として、令和 7 年 2 月にリニューアルオープンをいたしました。しかしながら、原油、電気料金の高騰により、光熱費

が当初の想定を上回り、経常収支を圧迫している状況であります。

加えて、飲食部門において、人手不足により提供時間の制限やメニューの縮小を余儀なくされており、顧客満足度の低下が懸念されます。現在、昼食は予約制として制限を設けておりますが、常時営業をすることが経営的に良いのか、精査する必要があると思われます。

リニューアルはゴールではなく、新たな経営のスタートであります。公的施設として住民福祉と自立した経営としての収益性の両立は容易ではありません。

行政と運営主体が一体となって、地域に愛され続ける施設運営を推進することを強く求めます。

次、3点目でございます。ふるさと納税の状況でございます。

本町におけるふるさと納税の寄附受入れ状況や返礼品の選定、管理サイトについて資料説明を受けました。

本町のふるさと納税額は、昨年度4,299万円とおおむね堅調に推移しておりますが、全国と比較すると少ない状況にあります。

現状として、特定の返礼品に依存している傾向があります。返礼品の提供事業者が固定化されており、新規事業者の参入や新商品の開発支援が不足しているようにも感じます。

本町では既存の農産物だけでなく、保育園留学の利用者からの旅先納税も増加傾向にあります。

寄附を1度限りの納税で終わらせず、地域の関係人口になってもらうための継続的なアプローチを続けていただきたいと思います。

ふるさと納税は、貴重な自主財源の確保だけでなく、地域の力を全国に発信する絶好の機会でもございます。返礼品の拡充はもとより、繁忙期の欠品対策など、全町的な体制整備事業の質

議 長 議 長 産 業 厚 生 常 任 委 員 長	的な向上に取り組むことを強く求めます。 4 点目でございます。新しい地方経済・生活環境創生交付金事業についてでございます。 本町の新しい地方経済・生活環境創生交付金事業を利用して実施している事業概要の説明を受けました。 既存事業として、親子ワーケーションプログラムである保育園留学の管理運営業務、ハマナスクラブ運営による買物難民の解消及び高齢者の見守り体制の構築、夢現プロジェクト実行委員会によるメイクイン発祥 1 0 0 年イベントなどいずれも本町における大切な事業です。 本年度から事業として、子育て家族に向けたやわらかな定住に、地域居住促進事業として保育園留学のプログラムの充実、脱炭素事業の実施、特に道の駅厚沢部エリア再編整備事業による道の駅改築は最大の目玉であります。 道の駅物産館を改築し、農産物と売場面積及び駐車場を拡大するとともに、屋内イベントスペースを新設し、魅力化を図り、さらなる来客数増加が期待されます。ハード面だけでなく、販売費の拡充、農産物が少なくなる冬季間の改善などソフト面も重視されて、地域の活性化、観光資源に期待するものであります。 以上、総務文教常任委員会第 2 回所管事務調査報告といたします。 次に、産業厚生常任委員会所管事務調査報告につきまして、委員長の報告を求めます。 高田委員長 総務委員会と同様に、産業厚生常任委員会委員長として発表させていただきます。 1 ページ目につきましては、それぞれ記載のとおりでございまして、調査年月日は 7 年 1 1 月 7 日、1 日間でございました。
---	--

調査項目並びに調査委員については、朗読を省きます。

調査結果を朗読いたします。

①レクの森の管理状況について。

レクの森の管理状況について、資料説明を受け、現地調査を行った。

今年度から管理人が２人体制となり、開設期間中に管理人が常駐できるようになったことで、キャンプ場が清潔に保たれており、キャンプブームが下火になる中、フリーテントサイトの利用者が増えた一因になったと思われます。テント泊するライダーには、穴場的な人気があるようなので、この体制を維持できるように進めていただきたい。

遊歩道については、委託業者、管理人、協議会で協力し、毎年草刈りは行われており、安全に散策できるようになっております。町民参加の散策会や教育委員会主催の木育事業などのイベントは今後も続けていただきたい。

旧森林管理署跡地も、今後道の駅と一体となって活用できるよう協議していくとのことで、有効な活用を期待いたします。

②オートキャンプ場の管理運営状況について。

オートキャンプ場の管理状況について資料説明を受け、また町民からコテージの劣化についての情報提供があったため、現地視察も行いました。

コテージについては、平成１０年の建築以降建て替えられておりませんが、破損などは都度修繕されており、使用できる状態は保たれておりました。築年数が長いため劣化は致し方ないところではありますが、修繕費用と稼働率を考慮し、現在の棟数を維持するかの検討は必要ではあると考えます。

集客については、コロナ禍のキャンプブーム以降、年々落ち込んでおります。カーサイトとのシンク設置やインターネット予約など利便性を向上させる対応はしているので、そこをアピールして集客につなげていただきたいと思います。

③地域計画について。

地域計画の現状と課題について、資料説明を受けた。

当町の地域計画は令和7年3月31日付で策定され、町ホームページでも公表されております。現在の集積率は84.4%と高く、目標としている95.0%の集積率に向け、今後は計画のブラッシュアップを進めていくとのことであり、多くの農業者と意見を交わし、後継者問題、休耕地、耕作放棄地問題解消の一手となることを期待いたします。

国で令和9年度から水田政策の抜本的見直しを行うとされており、その政策によっては集積に影響を及ぼすことが懸念されているとのことではありますが、町として情報収集、発信し、JAや土地改良区などの関係機関との連携をより一層強化して進めていただきたい。

④活性化センターの試験状況について。

活性化センターの試験状況について資料説明を受けた。

過去2年の試験結果及び今年度の試験項目が示され、ブロッコリーの新高機能性、肥料効果確認試験とサツマイモの新品種栽培試験は3年連続で行われております。試験結果は農業者に公表されており、この2品種を中心に、当町の新たな主要作物となることを期待いたします。

活性化センターは、農業者の技術的な課題の解決や地域農業の活性化など、重要な役割を担っております。今後は、猛暑、干ばつ対策や物価高騰に対応するための省力栽培など、近年の課題に取り組んでいくとのことなので、当町の農業振興のために努めていただきたい。

議 長 議 長 議 長 議 長 総務文教常任 委 員 長	以上、産業厚生常任委員会の所管調査の発表を終わります。 以上をもちまして、両常任委員会所管事務調査報告につきまして報告済みといたします。 日程第３２ 報告第２号各常任委員会研修視察報告について議題とします。 初めに総務文教常任委員会研修視察報告について、委員長の報告を求めます。 浜塚委員長 それでは、令和７年度総務文教常任委員会研修視察報告書、こちらでも説明させていただきます。１ページお開き願います。 総務文教常任委員長、行政視察研修報告でございます。 １ページ目は、省略させていただきたいと思います。１、２、３、４ありますけれども省略させていただきます。 ２ページ目をお開き願います。 視察地につきましては、岡山県西栗倉村でございます。 １つ目、日時、令和７年１１月１９日水曜日午後２時から４時まででございます。 視察事項、脱炭素先行地域環境モデル都市、バイオマス研究都市への取組についてでございます。 ３つ目が、視察行程者は西栗倉の役場、産業環境課主事ニシオ様でございました。 視察の概要です。 視察の目的。 脱炭素先行地域環境モデル都市、バイオマス産業都市の取組について研究し、当町における今後の方策の参考にすることを目的とします。
---	---

(2)、これについては省略させていただきます。

(3)でございます。

西栗倉村における脱炭素の取組について。

ア、100年の森林構想。

西栗倉村が2058年を目標年として約50年前に複層林にした森林を、立派な100年の森林にしようと実現に向けて、村ぐるみ挑戦している構想でございます。

役場が株式会社百森と協力して、森林所有者から森林を預かり、間伐や作業道の整備を実施している。村の予算で効率的な森林整備を行い、10年を一区切りとして長期管理している。

脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策への貢献はもとより、地域経済の活性化、雇用の創出、地域住民の生活の質の向上、そして何よりも自然の恵みを未来につなぎ、持続可能な森林管理を目指している。

イ、再生可能エネルギーの導入。

森林から得られる間伐材などを利用したバイオマス発電や、小水力発電、そして太陽光発電といった地域の最適な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進している。これにより、村内の電気需要を地産地消のクリーンエネルギーで賄い、資材エネルギー調達における脱炭素化、環境負荷軽減を実現している。

4つ目でございます。所見でございます。

西栗倉村は豊かな森林資源に恵まれた地域であり、その特性を最大限に生かした脱炭素社会の実現は、持続可能な村づくりにおいて極めて重要な柱となっている。

バイオマス発電や小水力発電、そして太陽光発電といった地域に最適な再生可能エネルギーの

導入を積極的に進めており、地域内でのエネルギー自給率を高める努力が続けられています。村内に設置された様々な発電システムにより電力が生み出され、その収益は地域経済に還元されています。この取組により、村全体のCO₂排出量削減だけでなく、地域経済の活性化にも寄与しています。

本町もまた脱炭素先行地域として取組を進めており、地域資源を最大限に活用しながら、地域全体での協力と創意工夫を通じて、持続可能な社会の実現を目指し、そして未来世代に厚沢部の豊かな自然を引き継ぐことを願っております。

次、2か所目でございます。

岡山県美咲町、日時につきましては、令和7年11月20日木曜日午前9時から11時でございます。

視察事項、義務教育学校についてです。

視察対象者につきましては、 されます4名でございます。

視察の概要。

1つ目、視察の目的。

義務教育学校新校舎等について視察研修し、当町における今後の義務教育学校運営の参考に資することを目的とする。

（2）美咲町の概要は、省略させていただきます。

3番目でございます。美咲町立柵原学園の取組。

柵原学園は小学校から中学校までの9年間を一貫した教育課程で指導する義務教育学校として、令和6年4月に柵原東小学校、柵原西小学校、柵原中学校が統合され、新規開校いたしました。

た。学園の目標は「ふるさと柵原を愛し、心豊かにたくましく、主体的に学ぶ子供の育成」、これは学校と地域社会が連携協働し、子供たちが何のために学ぶのかを明確にしながら、必要とされる資質能力を育んでいくことを目標にしています。

次、柵原学園の新築工事費等、これについては省略させていただきます。

次のページをお願いします。

柵原学園の重点取組でございます。

1 つ目、魅力ある授業の創造。

話合い、学び合う学習の充実を進め、自己表現力、自己肯定感を育み、自ら学びに向かう主体性を育成する。

2、柵原ドリーム学の充実。

柵原地域をフィールドとして、地域を見つめ、地域に学び、地域を生かす学習。柵原の現在と未来について考え、地域に対し共同参画、貢献をする。

3 つ目でございます。社会性の育成。

話合い、支え合い、仲間とともに活動する体系を取り入れ、温かい集団づくりをする。

4 つ目でございます。特別支援教育の推進。

特別支援教育の視点を意識した集団における個々への支援の充実を図る。

（４）所見でございます。

美咲町の義務教育学校新築に至った背景には、長年にわたる施設の老朽化が深刻な問題として認識されていたことがあります。

平成 27 年には柵原中学校区の小中学校 P T A 会長連名で、柵原中学校の改築要望書が提出さ

れました。これを受けて、町教育委員会は、地域住民や保護者からの意見を広く聴取し、令和2年7月には開校準備委員会が設立されました。要望から9年という長い年月を経て、義務教育学校が新築されたということでございます。

柵原学園はコミュニティースクールと地域、学校共同活動の一体的推進に力を入れており、その特色として、共同学習柵原ドリーム学を通じて、地域の魅力を発信し課題解決に取り組むことが、将来にわたり地域貢献できる人材の育成を目指しています。

また、特別支援教育についても積極的に取り組んでおり、不登校生徒はゼロとのことでございます。

新校舎については、令和6年3月に竣工されたばかりで、その設計は非常にすぐれていました。自然光を取り入れる大きな窓や広々とした廊下、多様な学習主体に対応できるオープンスペースなどが特徴です。また、地域開放ゾーンとして、体育館や交流ホール、多目的室などが配置されており、住民が利用しやすい動線設計となっています。

教師の働き方改革にも配慮されており、鍵の管理は近くのコンビニエンスストアにお願いしているということでございます。

さらに、この新校舎は防災拠点としても機能しており、マンホールトイレや備蓄倉庫、非常電源なども完備されておりました。

本町の義務教育学校校舎新築にあたり、地域のコミュニティースクールの拠点として、町民のレクリエーションや防災活動など、多様な用途で活用できる複合施設として開校できることを期待しております。

次のページをお願いします。

	3 か所目でございます。 視察は、福岡県糸島市伊都菜彩道の駅でございます。 まず1 つ目、日時でございますが、令和7 年1 1 月2 1 日金曜日、午前9 時から1 0 時半でございます。 2 つ目、視察事項につきましては、農産物直売に向けた取組。 3 つ目、視察の概要でございます。 視察の目的。 農産物直売に向けた先進的な取組について研修し、本町の農業、観光振興の参考に資することを目的とする。 (2) 、これについては省略させていただきます。 (3) も省略させていただきます。 1 、地域地産地消の促進。 伊都菜彩では、地元で生産された新鮮な野菜や農産物を販売しており、消費者には旬の食材を手に入れる機会を提供しています。この取組は、農家の所得向上を図るとともに、消費者にとって安全安心な食材を提供するという重要な役割を果たしております。 2 つ目でございます。地域イベントの開催。 季節ごとのイベントや食育に関するワークショップを定期的開催、地域住民や観光客に対して地元の食文化の理解を深める機会を提供します。これにより、地域と訪問者との交流が促進され、地域の魅力を発信する重要なプラットフォームとなっております。 3 つ目でございます。農業教育プログラムの実施。
--	---

伊都菜彩では、学校との連携を通じて、若年層に向けた農業教育プログラムを展開し、子供たちに農業への理解を深めてもらう取組を行っています。これにより、次世代の農業を担う人材の育成や地元農産物への関心を高めることが期待されています。

4 つ目、所見でございます。

まず、目に飛び込んできたのが、直売所の枠を超えた巨大なスーパーマーケットのような圧倒的な建物の大きさでございます。平日でも数千人規模という集客力、テニスコート 5 面分といわれる広大な売場に圧倒されました。

また、商品の 9 7 % は糸島産で、1 , 5 0 0 人以上の登録世帯から出品されております。野菜や果物だけでなく、鮮魚、精肉、加工品、花卉、総菜まで豊富に取りそろえられており、この多様性が糸島ブランドを確立する要因と評価できます。スーパーに行かずにすむというワンストップの利便性が、遠方からのリピーターを生む理由だと感じました。

さらに福岡市という巨大都市から車で三、四十分という、都市に近い田舎という立地を最大限に活用している印象も受けました。この場所で、単なる買物スポットだけでなく、観光やドライブの目的として利用されているようです。

本町でも、安全安心な食材、厚沢部ブランドの販売を宣伝することで、一層の地産地消や地域経済全体の活性化が期待されます。厚沢部道の駅も函館市から車で 1 時間とアクセスがよく、最適な観光ドライブの目的地となっています。

単なる直売所の枠を超えて人気スポットとなるためには、様々なイベントの定期開催、生産者登録の増加、新たな加工品の開発などによって豊富な品ぞろえを実現することが望まれます。

以上、総務文教常任委員会研修視察報告とさせていただきます。

議 長 議 長 産 業 厚 生 常 任 委 員 長	それでは次に、産業厚生常任委員会研修視察報告について、委員長の報告を求めます。 高田委員長 それでは、産業厚生常任委員会研修視察報告を行います。 報告の前に、まず今回は2つの町にお邪魔したんですけれども、その町を選んだ理由としては、令和6年に厚沢部町が保育園留学で全国過疎連盟会長賞というのをいただきました。そのときの同じような賞を受賞した町の中で、うちと同じような活動している、もしくはうちが参考になるようなところを選んで今回行かさせていただきました。大変参考になったというふうに思っております。 発表いたします。長くなるので、すみません、少しはしょるところははしよります。 まずは、4番視察の概要ということで、視察の目的は今言ったとおりでございます。 2番目、まず1つ目の町として、四国の梶原町というところの概要です。人口は3,023人、ほぼうちの町と同じでした。ここの町の産業ですが、風力や太陽光の自然エネルギー開発、間伐材や端材から生産する木質ペレットなど、豊かな自然を活用しております。 また、建築家の今八雲町で話題になっている、役場庁舎で話題になっている隈研吾氏が、自分の原点の町というぐらい関わりがあり、町の至るところに隈氏が携わった建造物が建っております。これを目当てに訪れる方も多いということで、私どもが視察に行ったときも、やはり個人で見に来られている方がそれなりにおりました。 集落活動センター梶原連絡協議会の取組の概要、これを視察に参りました。 梶原町は明治の大合併により6つの村が統合した。当時の村を区として残し、区長を中心にそれぞれの文化や特性を生かした住民自治活動を進めております。
--	---

これまでの住民のつながりや取組から、区を基本として集落活動センターを設置し、地域課題の解決に向けて取り組んでおります。この取組で、全国過疎地域連盟を行う令和6年度の過疎地域持続的発展優良事例表彰で総務大臣賞を受賞いたしました。

所見といたしまして、梶原町の集落活動センターの取組は、町民が主体となる理想的なまちづくりの形であるというふうに感じました。

各区では、地域唯一のガソリンスタンドが廃業したり、野生鳥獣による農作物被害が発生したり、所得を目指す産業基盤の低下など、それぞれ異なる課題を抱えておりました。1つの行政だけで全ての問題を解決するには相当な時間がかかります。

そこで、地域住民は危機感を持って、自分たちの地域の課題を解決するための仕組みづくりの必要性に気づき、集落活動センターが設立されました。地域住民が出資者となる株式会社やNPO団体を設立して、ガソリンスタンド経営や、獣肉解体処理販売、特産品加工販売などに取り組むことで課題解決に動き出しました。

この集落活動センターの設立は、多様な効果をもたらしております。

まずは、集落活動センターの活動範囲が広がったことであります。

設立当初の課題解決だけではなく、各区はさらなる問題について協議して、介護事業や葬祭事業、レストラン経営など、多岐にわたる分野でそれぞれ活動しておりました。その結果、新たな雇用機会や販売場所が創出され、地域全体が活気づいていきました。また、それぞれのセンターが収益を上げているという点もこれは見逃せない点でありました。

次に、住民意識の改革であります。

自分たちで設立した会社で自ら協議した課題を解決することで、当事者意識が芽生えておりま

す。また、その会社で働くことによって、地域に貢献できているという実感を得ており、その結果として誇りとやりがいを持って働いております。他区との情報交換も行っており、同じ町内のよき仲間として、互いに刺激し合い、高め合う関係性も築かれておりました。

最後に、行政の役割であります。

これまでは、町全体の課題解決に向けて、優先順位づけや始終選択を行う必要がありました。しかし現在では、各区自身でそれらを行うようになったため、事務負担は大幅に軽減されております。

町は、情報支援、財政支援、人材支援の3つの側面から、各センターをバックアップする役割に徹しております。

このような組織づくりや意識改革は、これは一朝一夕には実現できないものではありませんが、過疎地での可能性を示していることから、大変学びになる事例だと感じました。

続いて、岡山県の高梁市というところでございます。

すみません、最初のほうは少し省かせていただきます。

視察の概要の（２）、まず高梁市の概要であります。

人口が2万5,000人ちょっとの盆地の町であります。産業としては、特産品のブドウ、トマトを中心とした農業が主産業となっております。水稻を中心に野菜、果樹、肉用牛や乳用牛などを組合せた複合経営の農業を展開しており、水稻等の兼業農家が多いのも特徴と言えると思います。

3、平川村定住推進協議会の取組の概要。

平川村定住推進協議会は、地域の特産品であるブドウやトマトを栽培し、定住就農を希望する

方と地域とのマッチングを図っており、また地域も農地や住居等の紹介、あっせんなどを行うことで、産地を維持しつつ、定住を促し、地域活性化を図っています。

この取組で、全国過疎地域連盟が行う令和6年度の過疎地域持続的発展優良事例表彰で全国過疎地域連盟の会長賞を受賞いたしました。

所見でございます。

高梁市は、当町と同様に農業が基幹産業であり、新規就農者支援に関して非常に参考になる取組が多く見受けられました。

まず、品種を絞った新規就農者募集であります。

高梁市では、特産品として知られるブドウとトマトに限定して、新規就農者を受入れておりました。この方針によって、特産品の安定した生産量を維持するだけでなく、先に移住しブドウ農家やトマト農家となった先輩農家が、新規就農者を移住者目線でサポートし、相談できる体制が整えられておりました。

次に、研修制度であります。

新規就農者として受入れた後には、指導農家の下で実際の農業技術を学ぶ実務研修が行われますが、その前に1か月間の体験研修が設けられています。新規就農者は、自身が描いていたイメージとの相違から、実務研修中または就農後に途中でリタイアするケースが多くあります。この体験研修機関では、実際の農作業を通じて、今後の仕事となる農業と向き合うことができるほか、地域の方々との交流を通じ、今後住むことになる地域とも向き合う貴重な時間となっています。

最後にサポート体制です。

議 議 議 議 議 議 議 議		行政、生産者団体及び地域住民が一体となって、新規就農者の定着を支援する仕組みが整っております。
		行政は、空き家バンクによる住宅あっせんや新規就農者向けの農地造成を行い、生産者団体は研修プログラムを提供しております。また、地域住民は各地区に移住サポート団体を設立し、移住者の日常生活にも関与するなど、それぞれの役割が果たされております。
		今回お話を伺った平川地区では、移住した１３組全員が定着するというすばらしい実績があります。
		このような市全体で取り組む体制づくりや、移住者との良好な関係構築は大変参考になる事例でありました。
		以上、報告を終わります。
	長	以上をもちまして、両常任委員会、研修視察報告を報告済みといたします。
	長	日程第３３ 議員の派遣についてお諮りします。
	長	会議規則第１２０条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
	長	異議なしと認めます。したがいまして、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。
	長	お諮りします。
議	長	日程第３４ 議案第１号から日程第４０ 議案第７号までの７件の令和８年度厚沢部町各会計予算を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
	長	異議なしと認めます。

議	長	したがいまして、日程第 3 4 議案第 1 号から日程第 4 0 議案第 7 号までの 7 件の令和 8 年度厚沢部町各会計予算を一括議題とすることに決定いたしました。
議	長	お諮りします。ただいま上程されました令和 8 年度厚沢部町各会計予算の審議について、議長を除く 8 名による議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上審議したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。
議	長	ただいま設置されました議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法についてお諮りします。選出方法は指名推選とし、指名においては議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法につきましては、指名推選とし、指名は議長において指名することに決定いたしました。
議	長	予算審議特別委員会の委員長に香川直樹議員、副委員長に松村松雄議員を指名いたします。
議	長	ただいま議長が指名のとおり決することに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがいまして、議会予算審議特別委員会の委員長に香川直樹議員、副委員長に松村松雄議員と決定いたしました。
議	長	ただいまから議会予算審議特別委員会のため、本会議を休会いたします。（14：12）